# 地域の道路を快適に！「道路の里親」活動団体を募集

問道路公園課　☎982・9814　FAX983・2245

道路の里親制度は、市が「道路の里親」として認定した市民団体や企業の皆さんに市道の一定区間をお預けして、快適で美しい道路環境づくりのための清掃美化活動をしていただく市民と行政の協働事業です。

市内では、これまでもさまざまな団体や個人、あるいは地域ぐるみで道路の美化活動が活発に行われてきましたが、これらをさらに発展させたものが、道路の里親制度です。

## 「道路の里親」として道路の美化活動を！

**里親になる条件**

- 10人以上の団体
- 市道のおおむね100メートル以上の区間で、清掃や除草などの美化活動を年4回以上活動できること

**対象道路**

- 多くの方が利用する市道

**市の役割**

- 里親活動に必要な物品、用具の給付または貸与
- 活動で収集されたゴミの量が多い場合や、家庭では処理できないものの回収（原則、家庭ゴミとして処分していただきます）
- 活動時のけがなどの事故の際に、市民活動補償制度やボランティア保険を適用

**活動状況**

市内の主要な通りを中心に、きよみ野地区や八子新田地区など、現在12の団体を道路の里親として認定し、道路の環境美化活動をしていただいています。

安心安全で快適な道路環境づくりの推進に、皆さんのご協力をお願いします。

道庭自治会の活動

# 公園　緑地　街路樹は市民の皆さんの大切な財産

問道路公園課　☎982・9901　FAX983・2245

## 身近な公園・緑地をみんなできれいにしよう！

市内には107の公園・緑地があり、その多くは、市が業者に委託して、施設や樹木の管理を行っています。

また、比較的小さな公園や緑地については、地元の自治会や子ども会、あるいは管理団体のご協力によって、草取りやゴミ拾いなどの管理を行っていただいています。

市では、こうした協力団体の活動に対し、次のような支援を行っていますので、ぜひ皆さんの地域でも、身近な公園・緑地の管理にご協力ください。

**支援内容**

- 管理していただく公園や緑地の面積などに応じた給付金を支給

**活動状況**

- 平成20年度
  ○50ヵ所
- 平成21年度
  ○51ヵ所

## 街路樹は皆さんの財産です

さくら通り、いちょう通り、けやき通りなど、市道には約3,700本の樹木と約18,000㎡の植栽が植樹されていますが、市では、これら街路樹の生育状況を考えながら、計画的に樹形などを整える剪定を行っています。

また、信号機や標識などが見えにくいなど通行に支障がある枝などについては、そのつど剪定を行っていますので、剪定などが必要な場合には、個人で行わず必ず道路公園課へご連絡ください。

**支障が生じた街路樹の移植**

建物を建築する場合などは、既存の出入口や街路樹の位置などを考慮して計画されるようお願いしていますが、計画上やむを得ず街路樹の移植が必要な場合は、市の承認を受けることが必要となります。

街路樹は市民の皆さんの大切な財産です。ご理解とご協力をお願いします。